

参 考 资 料

青少年育成推進本部副幹事会の設置について

昭和 61 年 6 月 19 日

最終改正 平成 22 年 3 月 31 日

1 設置の目的

青少年育成推進本部をより一層有機的、効果的に機能させるため、事務的連絡調整機関を設置する。

2 検討事項

- (1) 青少年育成推進本部の運営について
- (2) 青少年問題協議会の運営について
- (3) 県議会に関することについて
- (4) 子ども・若者計画、「政策指針 2010-2015」（子ども・若者計画関係部分）に関することについて
- (5) 主要事項の総合的検討について
- (6) 「愛知の子ども・若者」、「子ども・若者施策の概要」等の編集について
- (7) 情報交換、資料交換について
- (8) 学校、警察等の連携の強化について
- (9) その他

3 構成

副幹事会は、幹事課室の原則としてグループの班長をもって構成する。

ただし、検討事項に応じ、関係幹事課室等の者をもって構成することができる。

4 会議

副幹事会は 3 か月に一度定期的（原則として定例県議会の前）又は必要の都度開催することとする。

愛知県青少年育成推進本部の支部設置要綱

(総 則)

第1条 この要綱は、愛知県青少年育成推進本部設置要綱第7条第2項の規定に基づき、愛知県青少年育成推進本部の支部（以下「支部」という。）の所掌事務、組織、名称、位置、所管区域その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 支部は、関係市町村が行う青少年育成推進事業についての連絡及び助言に関する事務をつかさどる。

(組 織)

第3条 支部は、支部員をもって組織する。

2 支部員は、次の機関の長をもって充てる。

- (1) 県民事務所、山村振興事務所及び県民センター
- (2) 保健所
- (3) 福祉相談センター及び児童相談センター
- (4) 農林水産事務所
- (5) 教育事務所
- (6) 警察署
- (7) その他青少年育成推進に関係のある機関で、支部長の意見を聞き、本部長が指定するもの。

(支部長)

第4条 支部に支部長を置き、支部長は、県民事務所長、山村振興事務所長及び県民センター長をもって充てる。

2 支部長は、本部長の命を受け、支部の事務を掌理し、支部を代表する。

3 支部長に事故あるときは、あらかじめ支部長が指名する支部員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 支部の会議は、支部長が招集し、議長となる。

(支部の名称、位置及び所管区域)

第6条 支部の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
愛知県青少年育成推進本部 尾 張 支 部	名古屋市中区	一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、愛知郡、西春日井郡及び丹羽郡の区域
愛知県青少年育成推進本部 海 部 支 部	津 島 市	津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域
愛知県青少年育成推進本部 知 多 支 部	半 田 市	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域
愛知県青少年育成推進本部 西 三 河 支 部	岡 崎 市	岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幡豆郡及び額田郡の区域
愛知県青少年育成推進本部 新 城 設 楽 支 部	新 城 市	新城市及び北設楽郡の区域
愛知県青少年育成推進本部 東 三 河 支 部	豊 橋 市	豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市の区域

(庶務)

第7条 支部に関する庶務は、県民事務所、山村振興事務所及び県民センターにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるものを除くほか、支部の運営に関し必要な事項は支部長が定める。

附則

この要綱は、昭和43年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和44年1月18日から施行する。

附則

この要綱は、昭和44年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和45年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和45年10月16日から施行する。

附則

この要綱は、昭和45年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和46年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和47年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年8月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年7月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年1月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年3月22日から施行する。

平成 22 年度愛知県子ども・若者施策の概要
（「あいち子ども・若者育成計画 2010」附属資料）
平成 22 年 3 月
愛 知 県

愛知県県民生活部社会活動推進課
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
T E L : 052-954-6175 (ダイヤルイン)
F A X : 052-971-8736
ウェブページ : <http://www.pref.aichi.jp/syakaikatsudo/>